

在外公館における取組事例

 <p>コンゴ民主共和国 カメルーン</p>	商標権	対応：相手国行政機関への働きかけ
業種：電機メーカー		結果：模倣品の差し押さえ
<p><背景> 日本の電機メーカーが同社製品の模倣品が中国からコンゴ民主共和国に向けて船舶で輸送されていることを確認。水際で差し止めたいものの、コンゴ民主共和国税関に直接コンタクトをとる術がなかった。</p> <p><対応及び結果></p> <ul style="list-style-type: none">● 日本の電機メーカーから要請を受けた在コンゴ民主共和国大使館は、同社とコンゴ民主共和国税関とを仲介し、同国税関における当該模倣品の差し押さえに向けて支援を行う。● しかし、その後、コンゴ民主共和国は中継地にすぎないこと、最終目的地はカメルーンであることが判明。● 在コンゴ民主共和国大使館から在カメルーン大使館に迅速な情報共有を行い、在カメルーン大使館は、カメルーン税関に対して当該模倣品輸送の情報を通報。● その結果、当該模倣品は、カメルーンに到着後、カメルーン税関によって差し押さえられた。		

在外公館における取組事例

 中国	商標権	対応：相手国行政機関への働きかけ
業種：酒造会社（日本酒）		結果：異議申立ての認定

<背景>

日本の酒造会社の日本酒商標が、同社と全く関連のない中国企業によって**中国国内で商標出願されていることが判明**。この中国企業は、酒商品を指定商品として、意圖に日本の 〆ブランドと同一又は類似する商標を十数件出願しており、**悪意を持って出願していることが明らか**であった。

<対応及び結果>

- 知的財産室が、経産省模倣品対策室を通じて、酒造組合、ジェトロより、**中国当局に対して公正な審査を求める旨の要望書**を大使館を通じて当局に転達して欲しいとの連絡を受ける。
- **在中国大使館が口上書を付して国家知識産権局宛に発出。**
- **担当書記官から国家知識産権局国際合作司処長へ働きかけ。**
- その後、国家知識産権局にて**異議申立てが認められる。**

在外公館における取組事例

 グアテマラ	不正競争	対応：相手国行政及び最高裁への働きかけ
業種：輸送用機械器具製造（二輪車等）		結果：和解（模倣品の差止めを含む）

<背景>

グアテマラにおいて、日本の輸送用機器メーカーの製品と酷似した製品が輸入・販売されていたため、同社が同国の模倣品輸入・販売業者を不正競争につき民事で提訴したところ、第一審、第二審は原告である同日本企業の請求が棄却された。

<対応及び結果>

- **在グアテマラ大使館員同席のもと**、同社知財部長及び現地代理人らが同国最高裁判所判事と面会した。
- また、右の面会時に**大使館員が、経産省から最高裁宛の日本政府の関心の表明と公正な判断を希望する旨の書簡を手交した。**
- 最高裁判事からは、本件に対して特別な注意を払い、客観的で公正な判断を行う旨の発言がなされた。
- 本裁判は、被告が模倣品の販売差止めの受入れを含む日本企業側に有利な条件で和解することにより終結した。

在外公館における取組事例

 タイ	商標権	対応：相手国行政機関への働きかけ
業種：公益財団法人		結果：審査当局内規への例示追記

<背景>

ある日本法人がタイ知財局へ出願した商標の構成中に「JAPAN」を含んでいたところ、**他の国の名称の登録を認めないタイ商標法の規定に抵触するものとして、登録を拒絶**された。他方で、当該規定には「**当該他の国の権限を有する者の許可がある場合はこの限りでない**」との条項があるため、同法人代理人より、どのような対応を採り得るか**在タイ大使館に相談**があった。

<対応及び結果>

- 在タイ大使館が現地JETRO知財部に相談。JETROを通じてタイ知財局の同規定に係る運用を確認するとともに、代理人とも面談し、本件に関する前例を調査。その上で、在タイ大使館の全権特命大使の委任を受けた知財担当官による許可の成否を検討。館内の権限委任を文書にて整理した上で、本事案について「**JAPAN**」の文字を商標の構成中に用いることを許諾する旨の知財担当官名レターを**発出し**、知財局に提出。
- 知財局の商標審査マニュアル（内規）において、**国名に係る許可権者の例示として「在タイ大使館」が明記**された。**在外公館と現地JETROの緊密な連携により対処した好事例**であり、同マニュアルにより解決策が知財局内に示されたことで類似案件の解決が円滑に進むことが期待される。